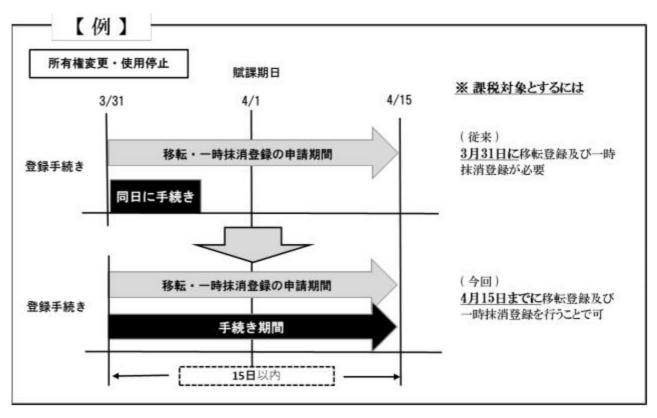
自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策について

~ 新型コロナウィルス感染拡大防止 ~

3月17日 国土交通省から発表された通知(添付資料)の取り扱いについて、当社においては下記のように対応させていただきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

- 1. 対象: 2月、3月開催分で、4月1日~15日に「課税処理の特例」を受けて、抹消登録されている車輌。
- 2. 対応: 3月中に抹消登録したものとして次の処理を致します。
 - ・名義変更遅延として扱わない
 - ・現在登録証明取得手数料を免除
 - ・自動車税相当額、軽自動車税相当額を課税処理に応じて精算
- 3. 条件: 落札店からジップに対して、「登録説別情報等通知書」の写しを提出する際に、 譲渡証の写しを添付して、特例処置の申告があった場合。



ご不明な点がございましたらジップ事務局までお問い合わせください。